様式第４号（提供資料：報道機関（速報）用）

令和３年６月１日

報道各社　様

連絡先
伊達市
健康福祉部国保年金課
担当：丹治
電話　024-575-1198

事案名	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免誤り
発生日時	令和３年５月 14 日（金）　　14 時 00 分頃
発生場所	健康福祉部国保年金課賦課係
担当部署（連絡先）	健康福祉部国保年金課　024-575-1198
事案の内容	会社都合等の理由により離職し、国民健康保険に加入した人に適用される非自発的失業者軽減措置を申請した世帯は、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免について該当しないことになっていた。 世帯員の転入により減免世帯の国保税を再計算していたところ、誤って非自発的失業者軽減措置とコロナ減免の両方を適用させていたことが判明した。 同様のケースの存在について調査したところ、７世帯を確認し、再計算を行ったが、４世帯については影響がなく、３世帯について、追加で令和２年度の国民健康保険税を納めていただかなければならないことがわかった。 追加徴収税額　115,100 円
初動対応	該当する世帯には、電話又は対面により謝罪と経緯説明を行った。
今後の対応	今後、同様の事務については、係内でのダブルチェックを強化し、再発防止に努める。

※「事案の内容」は、５Ｗ４Ｈに心がけて記載すること